

## ○姫路市自転車等の駐車秩序に関する条例

昭和63年3月30日

条例第3号

改正 平成25年12月20日条例第64号

### (目的)

第1条 この条例は、公共の場所における自転車等の放置の防止に関し必要な事項を定めることにより、防災活動及び通行機能の円滑化を図るとともに都市の美観を維持し、安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 道路、公園、広場、緑地、河川その他公共の用に供する場所をいう。
- (2) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (3) 放置 自転車等の利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）が当該自転車等を離れて、直ちに移動させることができない状態にあることをいう。
- (4) 自転車駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (5) 大型店舗等 百貨店、スーパーマーケット、金融機関、遊技場その他自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設をいう。

### (市長の責務)

第3条 市長は、この条例の目的を達成するため、自転車等の駐車秩序の確立について必要な施策を策定し、これを実施するものとする。

### (市民の責務)

第4条 市民は、自転車等の放置の防止に関する意識の向上に努め、この条例の目的を達成するため市長が実施する施策に協力しなければならない。

### (利用者等の責務)

第5条 自転車等の利用者等は、当該自転車等を放置しないように努めなければならない。

- 2 自転車の所有者は、当該自転車について防犯登録を受けるように努めるとともに、当該自転車に自己の住所及び氏名又は名称を明記するように努めなければならない。
- 3 前2項に規定するもののほか、自転車等の利用者等は、この条例の目的を達成するため市長が実施する施策に協力しなければならない。

(自転車の小売を業とする者の責務)

第6条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、自転車の購入者に対し、当該自転車について防犯登録を受けること、及び当該自転車に所有者の住所及び氏名又は名称を明記することの勧奨に努める等この条例の目的を達成するため市長が実施する施策に協力しなければならない。

(鉄道事業者の責務)

第7条 鉄道事業者は、旅客の利便に供するため自ら自転車駐車場の設置に努めるとともに、市長が自転車駐車場を設置しようとする場合は、その用地の提供等当該自転車駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。

(施設の設置者の責務)

第8条 官公署、学校、図書館その他の公共公益施設及び大型店舗等の設置者は、当該施設の利用者の利便に供するため必要な自転車駐車場の設置に努めるとともに、市長が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(自転車等放置禁止区域等の指定等)

第9条 市長は、この条例の目的を達成するため自転車等の放置を終日禁止する必要があると認める区域を自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）として、また別に規則で定める時間のみ禁止する必要があると認める区域を自転車等放置準禁止区域（以下「放置準禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の放置禁止区域及び放置準禁止区域（以下「放置禁止区域等」という。）の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

3 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示のあった日からその効力を生ずる。

4 前2項の規定は、放置禁止区域等の解除及びその区域の変更について準用する。

(自転車等の放置の禁止)

第10条 自転車等の利用者等は、放置禁止区域等内において自転車等を放置してはならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合については、この限りでない。

(放置禁止区域等内の放置自転車等の措置)

第11条 市長は、放置禁止区域等内において放置を禁止されている時間内に自転車等が放置されているときは、当該自転車等に対し、当該自転車等の利用者等が当該自転車等を自転車駐車場その他の適切な場所に移動することを命ずる警告札等を取り付けることができる。

2 市長は、前項の措置を講じた後、なお放置されている自転車等をあらかじめ定めた場

所（以下「保管場所」という。）に移送し、保管することができる。

3 市長は、前項の規定により自転車等を移送する場合において、必要があるときは、当該自転車等を工作物等に係留している器具の切断その他必要な措置を講ずることができる。

4 市長は、緊急やむを得ないと認めるときは、第1項の規定にかかわらず、第1項の措置を経ないで第2項の措置を講ずることができる。

（放置禁止区域等外の放置自転車等の措置）

第12条 市長は、放置禁止区域等外において、良好な生活環境が確保されないと認めるときは、放置された自転車等に対し、当該自転車等の利用者等が自ら除去すべき旨の警告札等を取り付けることができる。

2 市長は、前項の措置を講じた後、なお放置されている自転車等については、保管場所に移送し、保管することができる。

3 市長は、前項の規定により自転車等を移送する場合において、必要があるときは、当該自転車等を工作物等に係留している器具の切断その他必要な措置を講ずることができる。

4 市長は、緊急やむを得ないと認めるときは、第1項の規定にかかわらず、第1項の措置を経ないで第2項の措置を講ずることができる。

（保管した自転車等の措置）

第13条 市長は、前2条の規定により自転車等を保管したときは、規則で定める事項を告示するとともに、当該自転車等をその利用者等に返還するための必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、保管した自転車等の利用者等が確認できるものについては、当該自転車等の利用者等に対し、速やかに引き取るように通知するものとする。

3 市長は、前2項の措置を講じた後、利用者等が確認できない自転車等又は引き取らない自転車等については、第1項の告示で定めた保管期間の経過後において処分することができる。

（費用の徴収）

第14条 市長は、第11条の規定により自転車等を移送し、保管したときは、それに要した費用を当該自転車等の利用者等から徴収することができる。

2 前項の規定により徴収する費用の額は、規則で定める。

（委任）

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、市長が告示で定める日から施行する。

(昭和63年7月6日告示第125号で昭和63年9月1日から施行)

附 則 (平成25年12月20日条例第64号)

この条例は、公布の日から施行する。